

## 電子情報通信学会技報アーカイブサービス規約

(2020年2月26日 研究会連絡会制定)

(2023年6月1日 研究会連絡会改訂)

### 第1条 サービスの定義

電子情報通信学会技報アーカイブは、一般社団法人電子情報通信学会が発行する技術研究報告をオンラインにて閲覧できるサービスです。本サービスにおいて提供されるデータ及びそのサービス内容は予告なく変更されることがあります。

### 第2条 利用許諾

本サービスを利用するためには、この規約に同意の上、サイトライセンスまたはグループライセンスを取得していただくものとします。

ライセンスを取得しようとする機関または利用グループは、学会所定の方法でお申込みいただくものとします。サイトライセンスまたはグループライセンスを取得することにより本サービスの利用契約が成立し、契約代表者が所定の画面で利用者を登録することにより、利用者は、本サービスの利用を開始することができます。

契約期間は1年間とし、毎年3月1日までに学会まで所定の手続きによる契約解除の申し出がされない限り、自動的に契約期間が1年更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条 利用範囲

本サービスにおいて提供される刊行物のデータの著作権は一般社団法人電子情報通信学会に帰属します。刊行物のデータを売買・刊行・配布・改変したり、大量もしくは組織的にダウンロードしたり、他のサービスに転用したりすることは固く禁じられています。

サイトライセンスを利用可能な範囲は(1)購読契約機関に属し、あらかじめ登録された契約機関のグローバルIPアドレスを発信元とする端末利用者の方、または(2)サイトライセンスを取得した機関を物理的に訪れて端末を利用する方とします。

グループライセンスを利用可能な範囲は、契約代表者が定めた利用グループのメンバーとして登録された方とします。契約期間内に利用できる人数の上限は、別途、グループライセンスのランク毎に定めます。

利用者は私的使用の目的で、記事の画面上での閲覧、ダウンロード、プリントアウト(1記事につき1回)ができます。また、サイトライセンスの契約機関は、文献複写サービスを提供している非営利図書館からのリクエストに応じて、プリントアウトした記事を当該図書館に送付すること、あるいは、当該図書館が1回プリントアウトした後に削除することを条件に記事データを電子的に送付することができます。

### 第4条 利用料金

本サービスの利用料金は、利用規模に応じて別途定める料金表で該当するものが適用されます。なお、回線使用料、機材など通信接続にかかわる費用の一切は、契約機関または利用者が負担するものとします。

## 第5条 利用料金の支払い

本サービスの利用にあたり、契約機関または利用グループは別途送付する請求書に記載される方法により支払うものとします。利用料金は1年分を原則一括払いにて支払うものとします。契約の途中解約による利用料金はいかなる理由であっても返金されないものとします。

## 第6条 購読機関に関わる情報

学会および学会が委託した本サービスのシステム管理者は、契約機関及び利用者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの登録情報を機密として保持し、法令等により開示が求められた場合及び学会提携先を除いて第三者に提供しないものとします。

学会は、上記の情報について、学会及び利用者にとって有用と思われる学会提携先の商品・サービス等を紹介するための営業活動等のために利用出来るものとします。ただし、利用者からの申し出があった場合は、直ちに利用を取りやめるものとします。

## 第7条 禁止事項

本サービスの利用にあたり以下の行為を行ってはならないものとし、契約機関または利用グループにおいて以下の行為が学会による警告に拘らず再発する場合には、学会による契約機関または契約代表者への通知をもって契約を解除できるものとします。

1. 学会の著作権、その他の権利を侵害する行為、また侵害する恐れのある行為
2. 学会に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為
3. サイトライセンスにおいて契約機関以外のグローバルIPアドレスを不正に申請すること
4. 組織的にまたはシステムを使用して本サービスのデータを大量にダウンロードすること
5. 学会の承認なく、代行検索を目的として本サービスを利用すること。その他、本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為

## 第8条 学会からの通知

学会から契約機関または契約代表者への連絡通知は、登録された電子メールアドレス宛に電子メールを送信することにより行い、電子メールが通常到達すべき期間内に到達したものと判断します。

## 第9条 資格の停止・取消

学会は、契約機関及び利用者の申込み登録内容に虚偽、不正使用があった場合や利用料金の決済ができない場合、登録された電子メールアドレスでの連絡が取れなくなった場合などにおいて、学会が契約機関もしくは契約代表者として不適当と判断した場合には、事前の通告をすることなく本サービスの利用許諾の停止や購読資格の取消を行なうことができるものとします。

## 第10条 損害賠償

契約機関または利用グループのメンバーが本規定に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって学会に損害を与えた場合には、学会は当該契約機関または契約代表者に対し

て自らが被った損害の請求をすることができます。

#### 第11条 免責事項

学会は、本サービスで提供する情報には万全を期すものとしませんが、本サービスを利用することにより、または本サービスが利用できないことによって、万一、何らかの被害・損害が利用者に生じた場合であっても、また、データの更新、プロバイダのメンテナンス、機器の故障などの不可抗力による場合などにおいて、接続の一時中断がある場合にも学会は、その責任を負わないこととします。

学会は、本サービスが利用者の環境において利用できることを保証するものではありません。

学会は、本サービスの内容、及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その安全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行わないものとしします。

#### 第12条 本サービスの終了

学会は、不可抗力により本サービスの提供が不可能となった場合には、30日前までに契約機関または契約代表者に告知することにより、本サービスを終了できるものとしします。

#### 第13条 解除

契約機関または契約代表者が契約の解除を希望するときには、毎年3月1日までに、所定の手続きにより学会まで届け出るものとしします。解除において契約機関または契約代表者が既に支払済みの料金等は、一切返金されないものとしします。また、契約解除後は本サービスの提供は一切行われなくなります。また、契約期間中に購読していた電子ジャーナルへのアクセスもできなくなります。

#### 第14条 規約の変更

学会は予告なくこの規約に規定の追加、削除または変更を行なうことができるものとしします。

#### 第15条 準拠法、裁判管轄

この規約の準拠法は日本法とします。また、本サービスまたはこの規約に関連して契約機関もしくは契約代表者と学会との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第16条 協議

この規約に定めのない事項について疑義が生じた場合は契約機関もしくは契約代表者と学会の間で相互協議の上調整するものとしします。

(以上)